

(別紙) 所得月額の算出と家賃の確認

ナゴヤ家ホームの家賃は、市営住宅の家賃区分表の区分に対応した市営住宅の家賃を基礎として、入居者が使用する部屋の面積や住戸に入居する人数に応じて算出されます。ご希望するお部屋の家賃が知りたい場合は、ご自分の所得に応じた市営住宅の家賃区分を「【2】所得月額に基づく市営住宅の家賃区分表」で確認の上、住宅都市局住宅管理課 ナゴヤ家ホーム担当者（電話：052-972-2954）までお問い合わせください。

なお、家賃区分は、所得月額によって決まります。所得月額をお知りになりたい場合は、下表の「【1】収入を所得へ換算する」を利用して収入金額から所得金額を計算してください。

【1】収入を所得へ換算する

〈給与所得の場合〉 年間総収入金額から年間総所得金額を計算します。→①

総収入金額から総所得金額を計算する方法（給与所得以外の所得にはこの計算式は使用できません。）

年間総収入金額	年間総所得金額 →①	
651,000 円未満	0 円	
651,000 円以上～ 1,619,000 円未満	年間総収入金額-650,000 円	
1,619,000 円以上～ 1,620,000 円未満	969,000 円	
1,620,000 円以上～ 1,622,000 円未満	970,000 円	
1,622,000 円以上～ 1,624,000 円未満	972,000 円	
1,624,000 円以上～ 1,628,000 円未満	974,000 円	
1,628,000 円以上～ 1,804,000 円未満	端数処理 をします (説明は 下にあり ます)。	端数処理後の年間総収入金額×0.6
1,804,000 円以上～ 3,604,000 円未満		端数処理後の年間総収入金額×0.7- 180,000 円
3,604,000 円以上～ 6,600,000 円未満		端数処理後の年間総収入金額×0.8- 540,000 円
6,600,000 円以上～ 10,000,000 円未満	年間総収入金額×0.9 -1,200,000 円	
10,000,000 円以上～ 15,000,000 円未満	年間総収入金額×0.95 -1,700,000 円	
15,000,000 円以上	年間総収入額-2,450,000 円	

※ 所得税法における給与所得とは異なる場合があります。

[端数処理の方法]

(例) 2,831,597 円の場合

(i) 年間総収入金額を 4,000 で割って小数点以下を切り捨てる。

→ $2,831,597 \div 4,000 = 707.899\dots$

(ii) (i) で算出した数字に 4,000 を掛ける。

→ $707 \times 4,000 = 2,828,000$

●2,828,000 円を端数処理後の年間総収入金額とします。

〈事業所得等の場合〉 年間総所得金額を使用します。→②



次ページへ

〈公的年金等の場合〉 年間総収入金額から総所得金額を計算します。→③

受給者の年齢	公的年金等の年間総収入金額 (A)	年 間 総 所 得 金 額
65 歳以上の方	330 万 円未満	年間総所得金額 = (A) - 1,200,000 円
	330 万 円以上 410 万 円未満	年間総所得金額 = (A) × 0.75 - 375,000 円
	410 万 円以上 770 万 円未満	年間総所得金額 = (A) × 0.85 - 785,000 円
	770 万 円以上 1,000 万 円未満	年間総所得金額 = (A) × 0.95 - 1,555,000 円
	1,000 万 円以上	年間総所得金額 = (A) - 2,055,000 円
65 歳未満の方	130 万 円未満	年間総所得金額 = (A) - 700,000 円
	130 万 円以上 410 万 円未満	年間総所得金額 = (A) × 0.75 - 375,000 円
	410 万 円以上 770 万 円未満	年間総所得金額 = (A) × 0.85 - 785,000 円
	770 万 円以上 1,000 万 円未満	年間総所得金額 = (A) × 0.95 - 1,555,000 円
	1,000 万 円以上	年間総所得金額 = (A) - 2,055,000 円

(注) 65 歳未満であるかどうかの判定は、申込みした年の 1 月 1 日時点での満年齢によります。



得られた所得を合算する ① + ② + ③ = ④

次のような場合は、所得を合算して計算することが必要です。

1 人で 2 種類以上の収入を得ている場合

例えば、給与と課税対象年金の両方を受けている場合や、自営業と会社勤めの両方で収入を得ている場合が該当します。

◎合算の方法

それぞれの年間総所得金額を算出した後で総所得金額を合計します。



下の式に④を入れて必要な控除をし、12で割って所得月額を算出し、収入基準を確認する

※合計総所得金額

所得月額

$$\{ \text{④ 円} - (\text{38万円} \times \text{人} + \text{円}) \} \div 12 = \text{円}$$

一般控除

特別控除

※一般控除と特別控除は該当する方のみ

用語		範囲	控除額 (1人につき年額)
一般控除	同居していない扶養親族	市営住宅に入居しないが、所得税法上の扶養親族である方（仕送りをしているだけでは扶養親族になっていない場合が多いので注意してください）	38万円
	老人扶養親族	扶養親族で70歳以上の方	10万円
特別控除	その他の扶養親族	扶養親族で16歳以上23歳未満の方（同一生計配偶者は除く）	25万円

特 別 控 除	障 害 者	申 込 者 本 人 又 は 同 居 し て い な い 扶 養	特 別 障 害 者	身体障害者手帳 1・2 級所持者、精神障害者保 健福祉手帳 1 級所持者、愛護手帳 1・2 度所 持者、戦傷病者手帳特別項症～第 3 項症所持 者、被爆者健康手帳所持者のうち厚生労働大 臣の認定患者 他	4 0 万円
		親 族 の 方 で 次 に 該 当 す る 方	障 害 者	身体障害者手帳 3～6 級所持者、精神障害者 保健福祉手帳 2・3 級所持者、愛護手帳 3・4 度 所持者、戦傷病者手帳第 4 項症～第 4 目症所 持者 他	2 7 万円
	寡 婦	申 込 者 本 人 あ る い は 同 居 親 族 で 所 得 税 法 上 の 寡 婦 に 該 当 す る 方		そ の 方 の 総 所 得 金 額 ④ が 2 7 万 以 上 の 場 合	2 7 万円
				そ の 方 の 総 所 得 金 額 ④ が 2 7 万 未 満 の 場 合	そ の 所 得 金 額
	ひ と り 親	申 込 者 本 人 あ る い は 同 居 親 族 で 所 得 税 法 上 の ひ と り 親 に 該 当 す る 方		そ の 方 の 総 所 得 金 額 ④ が 3 5 万 以 上 の 場 合	3 5 万円
				そ の 方 の 総 所 得 金 額 ④ が 3 5 万 未 満 の 場 合	そ の 所 得 金 額
(注1) 扶養親族、老人扶養親族・老人控除対象配偶者、寡婦、ひとり親はいずれも所得税法上に規定されている方に限ります。					
(注2) 年齢は申込日等基準日の満年齢で計算します。					

【2】所得月額に基づく市営住宅の家賃区分表

所得月額	区分
0～104,000 円	1
104,001 円～123,000 円	2
123,001 円～139,000 円	3
139,001 円～158,000 円	4
158,001 円～186,000 円	5
186,001 円～214,000 円	6